

吸収合併にかかる事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2023 年 10 月 2 日

北海道電力株式会社

2023年10月2日

吸収合併にかかる事後開示書面

(会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に基づく開示事項)

札幌市中央区大通東一丁目2番地
北海道電力株式会社
代表取締役 社長執行役員 齋藤 晋

当社は、2023年6月23日付で北海道電力コクリエーション株式会社（以下、「コクリエ」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2023年10月1日を効力発生日として、当社を存続会社、コクリエを消滅会社とする吸収合併（以下、「本件吸収合併」といいます。）を行いました。

本件吸収合併に関する事項は、次のとおりです。

記

1. 本件吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）
2023年10月1日
2. 吸収合併消滅会社における事項
 - イ 吸収合併をやめることの請求に係る手続の経過（会社法第784条の2）
吸収合併消滅会社であるコクリエは、当社の完全子会社であったため、本件吸収合併をやめることの請求について該当事項はありません。
 - ロ（1）反対株主の株式買取請求の経過（会社法第785条）
コクリエは、当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について該当事項はありません。
 - （2）新株予約権買取請求の経過（会社法第787条）
コクリエは、新株予約権の発行を行っていなかったため、該当事項はありません。
 - （3）債権者保護手続きの経過（会社法第789条）
コクリエは、会社法第789条第2項の規定に基づき、2023年8月7日付で官報公告および電子公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。
3. 吸収合併存続会社における事項
 - イ 吸収合併をやめることの請求に係る手続の経過（会社法第796条の2）
吸収合併存続会社である当社において、本件吸収合併は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

ロ (1) 反対株主の株式買取請求の経過 (会社法第 797 条)

当社において、本件吸収合併は会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(2) 債権者保護手続きの経過 (会社法第 799 条)

当社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2023 年 8 月 7 日付で官報公告および電子公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項 (会社法施行規則第 200 条第 4 号)

当社は、本件吸収合併の効力発生日をもってコクリエから、その一切の資産、負債および権利義務を承継しました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項 (会社法施行規則第 200 条第 5 号)

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日 (会社法施行規則第 200 条第 6 号)

2023 年 10 月 2 日 (予定)

7. 前記に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項 (会社法施行規則第 200 条第 7 号)

当社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、本件合併契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本件吸収合併を行いました。

なお、当社がコクリエに対して保有する債権については、2023 年 9 月 30 日付で放棄しております。

また、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本件吸収合併に反対する旨を通知した当社の株主はいませんでした。

以上

吸収合併にかかる事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2023 年 8 月 7 日

北海道電力コクリエーション株式会社

2023年8月7日

吸収合併にかかる事前開示書面

(会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条に基づく開示事項)

札幌市中央区北一条東三丁目1番地の1
北海道電力コクリエーション株式会社
代表取締役社長 武田 理

当社は、2023年6月23日付で、北海道電力株式会社（以下、「北海道電力」といいます。）との間で締結した合併契約書に基づき、2023年10月1日を効力発生日として、北海道電力を存続会社、当社を消滅会社とする吸収合併（以下、「本件吸収合併」といいます。）を行うことといたしました。

本件吸収合併に関する事項は、次のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）

2023年6月23日付で当社と北海道電力が締結した吸収合併契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 吸収合併の対価について定めがないことの相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号、同第182条第3項）

当社および北海道電力は、北海道電力が当社の発行済株式のすべてを保有しており、本件吸収合併に際して、北海道電力の株式、社債、新株予約権、新株予約権付社債その他の金銭等の交付を行わないことといたしました。かかる取扱いは相当と考えております。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号、同第182条第5項）

該当すべき事項はありません。

4. 吸収合併存続会社についての事項（会社法施行規則第182条第1項第4号、同第182条第6項第1号）

(1) 北海道電力の最終事業年度にかかる計算書類等の内容は、別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当すべき事項はありません。

5. 吸収合併消滅会社についての事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号、同第 182 条第 6 項第 2 号）

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

当社は、2023年9月29日付で、北海道電力から金690百万円の債権放棄を受け、債務超過を解消する予定です。その他、当社において、最終事業年度の末日後に、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

6. 効力発生日以後における債務（会社法第 789 条第 1 項の規定により本件吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

本件吸収合併の効力発生日後における北海道電力の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件吸収合併後の北海道電力の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予測されておりません。よって、本件吸収合併後における北海道電力の債務については、履行の見込みがあると判断しております。

なお、本件吸収合併に先立ち、北海道電力が当社に対して保有する債権を放棄する予定であります。当該債権放棄は北海道電力の債務履行の見込みに影響を及ぼすものではありません。

以上



合併契約書

北海道電力株式会社（本店：札幌市中央区大通東一丁目2番地、以下、「甲」という。）および北海道電力コクリエーション株式会社（本店：札幌市中央区北一条東三丁目1番地の1、以下、「乙」という。）は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併に関して、次のとおり吸収合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（吸収合併）

第1条 甲および乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下、「本合併」という。）を行い、甲が乙の権利義務の全部を承継する。

2 本合併に係る吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の商号および本店は、以下のとおり。

（1）吸収合併存続会社

商号：北海道電力株式会社

本店：札幌市中央区大通東一丁目2番地

（2）吸収合併消滅会社

商号：北海道電力コクリエーション株式会社

本店：札幌市中央区北一条東三丁目1番地の1

（存続会社が交付する金銭等）

第2条 甲は乙の発行済株式のすべてを保有することとなるため、本合併に際して新たな株式、社債、新株予約権、新株予約権付社債その他の金銭等の交付を行わないものとする。

（本契約の承認）

第3条 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づき、株主総会の承認を経ずに本合併を行う。

2 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づき、株主総会の承認を経ずに本合併を行う。

（効力発生日）

第4条 本合併が効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2023年10月1日とする。ただし、本合併の手続きの進行その他の事由により必要があるときは、甲および乙が協議のうえ、合意によりこれを変更することができる。

(引き継ぎ)

第5条 乙は、効力発生日における一切の資産、負債および権利義務の一切を効力発生日をもって甲に引き継ぎ、甲はこれを承継するものとする。

(管理執行義務)

第6条 甲および乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって財産の管理および営業の執行を行うものとし、その財産および権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲および乙が協議のうえ、これを行うものとする。

(合併条件の変更および合併契約の解除)

第7条 本契約締結後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事情により、甲および乙の財産、経営状態に重要な変動を生じたときもしくは隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲および乙が協議のうえ、合併条件を変更または本契約を解除できる。

(規定外条項)

第8条 本契約書に規定するもののほか、本合併に関して協議すべき事項が生じた場合は、甲および乙が協議のうえ、これを執行するものとする。

上記契約の成立を証するため、本契約書1通を作成し、甲がその原本を、乙がその写しを保有する。

2023年6月23日

札幌市中央区大通東一丁目2番地
(甲) 北海道電力株式会社
代表取締役 社長執行役員 藤井 裕



札幌市中央区北一条東三丁目1番地の1
(乙) 北海道電力コクリエーション株式会社
代表取締役社長 武田 理



第99期 事業報告

事業報告附属明細書

2022 年度

(2022年4月 1日から
2023年3月31日まで)

札幌市中央区大通東1丁目2番地

北海道電力株式会社

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

2022年度のおが国経済は、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢の影響が各種政策の効果によって緩和し、個人消費や設備投資において徐々に持ち直しました。北海道経済については、昨年末以降、国内外からの観光客が増加したことなどもあり緩やかな持ち直しの動きがみられました。

当社においては、世界的な燃料価格や卸電力市場価格の高騰等に加え、昨年8月以降、規制料金を含む低圧料金の燃料費調整制度における平均燃料価格が上限価格を超過したことなどにより、電力供給コストが電気料金収入を大きく上回る状態が続き、収支・財務状況は大幅に悪化しました。

このような状況のもと、当社は抜本的な業務効率化と業務変革を目指したカイゼン活動・DX（デジタルトランスフォーメーション）などを通じ、全社を挙げて経営基盤の強化に取り組んできました。

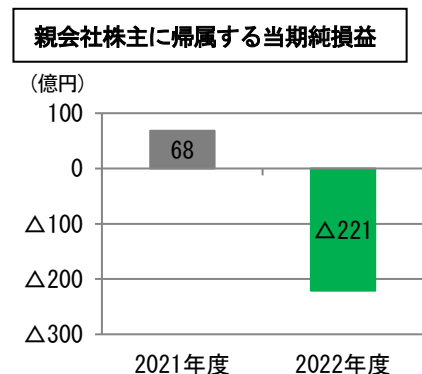
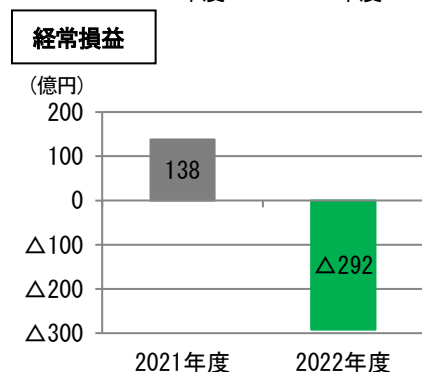
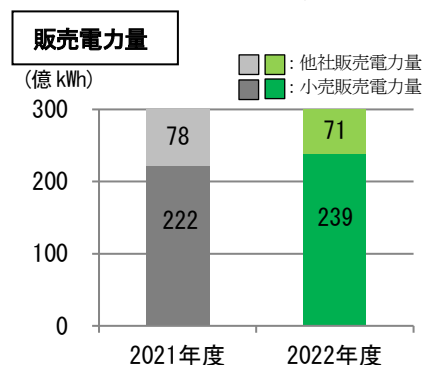
当年度の小売販売電力量は、当社とご契約いただいたお客さまが増加したことなどから、前年度に比べ8.0%増の239億32百万キロワット時となりました。

他社販売電力量は、小売電気事業者への販売量が減少したことなどから、前年度に比べ8.3%減の71億16百万キロワット時となりました。

当年度の連結決算の営業収益（売上高）は、燃料価格の上昇に伴う燃料費調整額の増加や小売販売電力量の増加などにより、前年度に比べ2,254億60百万円増の8,888億74百万円となり、営業外収益を加えた経常収益は、2,266億39百万円増の8,934億54百万円となりました。

経常損益は、期中の燃料調達において市場価格よりも割安な調達に努めるなど経営効率化の深掘りに取り組んだものの、燃料価格の上昇や卸電力市場価格の上昇に伴う電力調達費用の増加などにより、前年度に比べ430億82百万円減の292億51百万円の損失となりました。

また、親会社株主に帰属する当期純損益は、経常損失



となったことなどにより、前年度に比べ 290 億 58 百万円減の 221 億 93 百万円の損失となりました。

なお、事業別の業績（事業間の内部取引消去前）は、次のとおりとなりました。

(1) 北海道電力

営業収益（売上高）は、燃料価格の上昇に伴う燃料費調整額の増加や小売販売電力量の増加などにより、前年度に比べ 1,817 億 41 百万円増の 7,796 億 76 百万円となりました。経常損益は、期中の燃料調達において市場価格よりも割安な調達に努めるなど経営効率化の深掘りに取り組んだものの、燃料価格の上昇や卸電力市場価格の上昇に伴う電力調達費用の増加などにより、前年度に比べ 464 億 71 百万円減の 344 億 71 百万円の損失となりました。

(2) 北海道電力ネットワーク

営業収益（売上高）は、市場価格の上昇に伴う他社販売電力料や最終保障供給による電力料の増加に加え、再生可能エネルギーの調整力確保に係る交付金の増加などから、前年度に比べ 799 億 61 百万円増の 3,479 億 60 百万円となりました。経常損益は、売上高の増加に加え、カイゼン活動の推進など経営全般にわたる効率化に取り組んだものの、燃料価格の上昇に伴い需給調整に係る費用が増加したことなどから、前年度に比べ 10 億 91 百万円の損失幅の縮小にとどまり、33 億 52 百万円の損失となりました。

(3) その他

営業収益（売上高）は、前年度に比べ 187 億 97 百万円増の 1,551 億 28 百万円となり、経常損益は、電気通信事業の携帯電話事業者への回線提供収入が増加したことなどにより、前年度に比べ 13 億 43 百万円増の 93 億 9 百万円の利益となりました。

(百万円)

		2022 年度
営業収益（売上高）		888,874
	北海道電力	779,676
	北海道電力ネットワーク	347,960
	その他	155,128
	事業間の内部取引消去	△393,891
経常損益		△29,251
	北海道電力	△34,471
	北海道電力ネットワーク	△3,352
	その他	9,309
	事業間の内部取引消去	△737

厳しい収支・財務状況の中、経営の健全化を図り、燃料の安定的な調達や電力設備の保全に的確に対応することで、当社の使命である電力の安定供給を果たしていくため、低圧自由料金については燃料費調整制度における平均燃料価格の上限を廃止するとともに、高圧・特別高圧のお客さまについても電気料金の値上げをお願いいたしました。加えて、本年1月26

日に、最大限の経営効率化を反映したうえで低圧規制料金のお客さまの電気料金値上げを申請するとともに、低圧自由料金についても値上げをお願いいたしました。

お客さまには、電気料金の値上げについて、分かりやすく丁寧な説明を継続していきます。

期末配当については、燃料価格や卸電力市場価格の高騰等から自己資本の毀損が避けられない状況となり、普通株式及び優先株式ともに無配といたしました。株主のみなさまには心よりお詫び申し上げます。

2. 対処すべき課題

【ほくでんグループが中長期で目指す姿】

ほくでんグループは「ほくでんグループ経営ビジョン2030」の達成に向けて取り組んでおります。

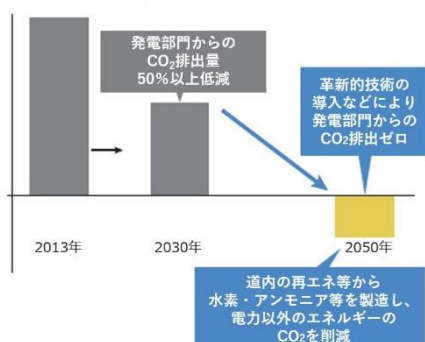
＜「ほくでんグループ経営ビジョン2030」における利益・財務・環境目標＞

項目	2030年度までに目指す目標
連結経常利益	第Ⅰフェーズ（泊発電所の再稼働前）：230億円以上/年 第Ⅱフェーズ（泊発電所の全基再稼働後）：450億円以上/年
連結自己資本比率	15%以上を達成し、さらなる向上を目指す
CO ₂ 排出量	発電部門からのCO ₂ 排出量を2013年度比で50%以上低減(△1,000万t以上/年)

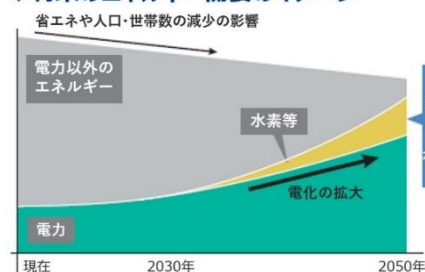
また、脱炭素化に向けた取り組みとして『ほくでんグループ「2050年カーボンニュートラル」を目指して』を公表し、その実現に向けて最大限挑戦していくこととしました。「発電部門からのCO₂排出ゼロ」を目指すとともに、さまざまな分野で電化の流れを創出する好機と捉え、グループワイドでの収入拡大につなげていきます。

さらに、脱炭素化と経済の活性化や持続可能な地域づくりを目指して北海道が推進する「ゼロカーボン北海道」の実現に向け、幅広い連携や協働を実践していきます。

◆将来のCO₂排出量削減のイメージ



◆将来のエネルギー需要のイメージ



『ほくでんグループ「2050年カーボンニュートラル」を目指して』につきましては、当社ウェブサイトに掲載しております。



【2023年度の取り組み事項】

(1) 経営基盤の強化

① 収入拡大に向けた取り組み

多くのお客さまに「ほくでん」をお選びいただけるよう、電気のご利用状況に合わせた料金プランのご紹介などお客さまのご負担軽減につながる販売活動に取り組んでいきます。ご家庭向けには、省エネに資するヒートポンプ機器を暖冷房と給湯に、IHクッキングヒーターをキッチンでご利用いただく「スマート電化」をおすすめしてまいります。法人のお客さま向けには、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）プランナーとして道内最多の実績を活かし、幅広い業種の建物に対して省エネのコンサルティングを行ってまいります。



エスコンフィールド HOKKAIDO

エネルギーに関する課題を解決するサービス（エネルギーソリューションサービス）として、本年3月に開業した「エスコンフィールド HOKKAIDO」では、エネルギーの調達から運転・保守、管理までを一括して提供するESP（エネルギーサービスプロバイダ）事業を展開しています。また、脱炭素化に取り組まれている事業者さまに対して、PPA サービス*などの提供により再生可能エネルギー由来の電気を供給してまいります。EV（電気自動車）の普及拡大に向けては、本年2月に集合住宅向けのEV充電スタンドの導入から運用までをワンストップで実施するサービスを開始するなど、取り組みを推進しています。加えて、道内に進出する大規模な最先端半導体製造工場と関連企業への対応や、データセンターをはじめとする脱炭素エネルギーを求める道外企業誘致に、迅速かつ的確に取り組んでまいります。

※当社が再生可能エネルギー発電設備をお客さま敷地内外に所有・設置し、発電した電力をお客さまへ供給するサービス（Power Purchase Agreement）

② 効率化・費用低減に向けた取り組み

社長を委員長とする経営基盤強化推進委員会のもとで、抜本的な業務効率化・業務変革を目指し、さらなる深掘りに取り組んでいます。

カイゼン活動では、収入拡大や費用低減の影響が大きい複数の取り組みについて、経営トップの視点を加えた役員指定プロジェクトとして立ち上げ、確実に取り組みを推進します。DXについては、投資対効果が高い案件や業務高度化案件を優先して実施してまいります。また、調達検討委員会において資機材調達コスト低減等の取り組みを進めています。

燃料価格の変動に対しては、市況の動向を注視し、長期契約・スポット調達の組み合わせや価格決定方式の多様化、デリバティブ取引の活用などにより、価格変動リスクの分散・回避に努めてまいります。また、自社による発電と電力市場取引による電気の調達を経済合理性の観点から最適に組み合わせることで費用低減を図ってまいります。

(2) 泊発電所の早期再稼働と安全性向上に向けた取り組み

原子力発電は、燃料供給の安定性、長期的な価格安定性を有するなど、電力の安定供給の確保に資するとともに、技術的に確立した脱炭素電源としてカーボンニュートラルの実現に向けて最大限貢献する重要な基幹電源です。

昨年10月、泊発電所の新規制基準の適合性審査において、「震源を特定せず策定する地震動評価」について「おおむね妥当な検討がなされている」との評価をいただきました。引き続き、早期再稼働の実現に向けてその他の審査項目についても総力を挙げて対応するとともに、審査の状況や当社の取り組み等についても積極的に情報発信していきます。

福島第一原子力発電所のような事故を決して起こさないとの強い決意のもと、原子力事故のリスクを一層低減するよう継続的に取り組んでおり、毎年、「泊発電所安全性向上計画」を策定しています。新規制基準への適合はもとより、「世界最高水準の安全性」を目指し、不断の努力を重ねるとともに、泊発電所の安全性についてご理解いただけるよう努めていきます。

「泊発電所の安全対策」につきましては、当社ウェブサイトに掲載しております。



QR
コード

(3) 電力の安定供給確保に向けた取り組み

S+3E（安全性の確保を大前提に、エネルギーの安定供給、経済効率性、環境適合）の観点からバランスの取れた、競争力のある電源構成の構築に取り組むとともに、2050年のカーボンニュートラルを見据えた電源構成の検討を進めていきます。

当社及び送配電事業を担う北海道電力ネットワーク株式会社は、昨年7月までに北海道と道内全179市町村の間で「大規模災害時における相互協力に関する基本協定」を締結しました。本協定に基づき、各自治体との連携を一層強化し、災害対応力のさらなる向上を図ることで、災害時における停電の早期復旧に向けた体制を整え、グループ一体となって北海道内における電力の安定供給とレジリエンス（災害等に対する回復力・復元力）向上に取り組んでいきます。

北海道電力ネットワーク株式会社においては、レジリエンスを強化し、安定供給の確保と再生可能エネルギーの接続拡大を両立する次世代型電力ネットワークの構築に向けて取り組んでいくとともに、北海道と本州を結ぶ長距離海底直流送電に関する国の検討についても、技術的課題などの検討に協力していきます。

(4) カーボンニュートラルの実現に向けた取り組み

発電における脱炭素化に向けては、泊発電所の早期再稼働を目指すとともに、再生可能エネルギー電源の導入拡大を進めています。2023年度は、風力発電事業について道内各地で風況調査を実施し事業化の検討を進めるとともに、森発電所に続く地熱発電事業の展開に向け、京極町において他企業と共同で開発調査を進めていきます。

本年1月、CO₂を回収、有効活用、貯留するCCUS（Carbon Capture, Utilization and Storage）の実現に向け、苫小牧エリアにおいて事業拠点や強みを有する企業と共同で検討を開始することとしました。

水素の利活用に向けては、苫小牧市に本年4月設置した水の電気分解による水素製造装置について、再生可能エネルギー余剰対策としての設備性能評価を行うとともに、寒冷地における運用・保守技術の確立を図り、将来の水素社会の実現に向けた各種検討を進めていきます。当

社は、道内外の企業と連携し、水素サプライチェーン構築の早期実現、将来的には北海道が国産クリーン水素活用のパイオニアになることを目指していきます。

(5) ESG（環境・社会・ガバナンス）に関する取り組み

ほくでんグループは「人間尊重・地域への寄与・効率的経営」の経営理念のもとで持続的な成長を続けていくために、ESGを重視しています。

発電における脱炭素化、電化拡大など需給両面での取り組みにより、カーボンニュートラルの実現に向けて最大限挑戦するとともに、CO₂排出量の削減方策など環境関連情報を積極的に開示し、ステークホルダーのみなさまとの対話を推進していきます。林業・木材産業の人材育成支援等を目的とした植樹に加え、本年4月には、「G7札幌 気候・エネルギー・環境大臣会合」に合わせ開催された「環境広場ほっかいどう2023」で、ほくでんグループの「2050年カーボンニュートラル」への挑戦や、環境・SDGsの取り組みなどを紹介しました。



「ほくでん 北森カレッジ 共創の森」での植樹



環境広場ほっかいどう2023



SDGs 教育支援の出前授業の様子

北海道の未来を担う小学生を対象にSDGs教育の支援を目的とした出前授業を実施しており、今後も地域に密着した支援を積極的に行っていきます。また、北海道の発展こそがほくでんグループの事業基盤になるとの認識に立ち、地域課題の克服や経済の発展に向けて自治体や地域の企業と連携する「共創」の取り組みを進めていきます。

本年3月、「ほくでんグループ人権方針」を制定し、事業活動に関わるすべての方々の人権を尊重することを表明しました。この方針に基づき、人権尊重の取り組みをさらに推進していきます。

また、本年3月、当社と北海道電力ネットワーク株式会社は、「健康経営優良法人（ホワイト500）」に4年連続で認定されました。従業員満足度、エンゲージメントを維持・向上する施策を実施し、誰もが生きがいや働きがいをもって能力を十分に発揮できる環境を確立していきます。あわせて、当社の原動力である従業員の能力を最大化するため、多様な背景を持つ従業員がそれぞれの個性や違いを認め合い、個々の特性を活かしていく取り組み（ダイバーシティ&インクルージョン）を進めていきます。



認定された事業者が使用可能となるロゴマーク

昨年6月の株主総会における決議をもって「監査等委員会設置会社」に移行したことにより、重要な業務執行の権限を取締役会から取締役任に委任し、意思決定及び業務執行の迅速化とガバナンスのさらなる向上を図っています。コーポレートガバナンスのさらなる充実により、事業環境の変化に的確に対応するとともに、持続的な企業価値の向上に努めていきます。

「2023年度 ほくでんグループ経営計画の概要」につきましては、当社ウェブサイトに掲載しております。



株主のみなさまにおかれましては、引き続き、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

3. 設備投資の状況

(1) 設備投資総額

区 分	金額(百万円)
北海道電力	50,741
北海道電力ネットワーク	40,935
その他の	9,567
事業間の内部取引消去	△ 1,179
合 計	100,064

(2) 運転を開始した主な設備

送電設備

名 称	電圧(k V)	亘長(k m)
北 幌 延 線(一部昇圧)	187	69

(注) 北幌延線の一部昇圧は、100 k Vから187 k Vに昇圧するものです。

変電設備

名 称	電圧(k V)	出力(k V A)
西 中 川 変 電 所(新 設)	187	200,000
北 江 別 変 電 所(容量変更)	187	150,000

(注) 北江別変電所の容量変更は、出力100,000 k V Aの変圧器を撤去し、150,000 k V Aの変圧器を設置するものです。

(3) 建設中の主な設備

発電設備

名 称	出力(k W)
(水 力) 京 極 発 電 所 3 号 機(新 設)	200,000

(4) 建設準備中の主な設備

発電設備

名 称	出力(k W)
(L N G) 石狩湾新港発電所 2,3 号機(新 設)	569,400×2

4. 資金調達の状況

(1) 社 債		
発行額		1,235 億円
償還額		500 億円
(2) 借入金		
借入額		2,022 億円
返済額		1,851 億 34 百万円
(3) コマーシャル・ペーパー		
発行額		1,640 億円
償還額		1,640 億円

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度 (当年度)
営 業 収 益 (売 上 高) (百万円)	603,693	585,203	663,414	888,874
経 常 利 益 (百万円)	32,640	41,150	13,830	△ 29,251
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	26,720	36,155	6,864	△ 22,193
1 株当たり当期純利益 (円)	123.16	169.09	26.57	△ 114.96
総 資 産 額 (百万円)	1,959,060	2,001,650	1,992,879	2,093,339

(注)1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等の適用に伴い、「電気事業会計規則」が改正され、2021年度の期首から再生可能エネルギー固定価格買取制度に関する影響額について収益・費用計上の対象外となります。これに伴い、2019年度及び2020年度に係る営業収益(売上高)については、当該変更を遡及適用した後の数値としています。

2. 2022年12月分から電気料金(低圧の自由料金プラン)の燃料費調整制度とガス料金の原料費調整制度の見直しを実施しました。

6. 主要な事業内容

当社は、発電・小売電気事業及びガス供給事業等を営んでおり、また、子会社である北海道電力ネットワーク株式会社は、一般送配電事業、離島における発電事業等を営んでいます。その他の関係会社は、発電、一般送配電、電気の小売に関する事業及び情報通信等の事業を営んでいます。

7. 重要な子会社等の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権の 所有割合 (%)	主要な事業内容
【連結子会社】 北海道電力ネットワーク株式会社	10,000	100.00	一般送配電事業, 離島における 発電事業
北海電気工事株式会社	1,730	55.80	電気・電気通信工事
北電興業株式会社	95	100.00	不動産の総合管理, 土木・建築 工事
北海道パワーエンジニアリング 株式会社	1,660	100.00	電力の販売, 発電所の定期点 検・保守・補修工事
苫東コールセンター株式会社	5,000	59.30	海外炭の受入れ・保管・払出し
ほくでんエコエナジー株式会社	1,860	100.00	電力の販売
ほくでんサービス株式会社	50	100.00	電力量計の検針, 料金請求, 省 エネの提案
北海道総合通信網株式会社	5,900	100.00	電気通信事業
ほくでん情報テクノロジー株式会社	200	100.00	情報処理システムの企画・設 計, ソフトウェア開発
北海道電力コクリエーション 株式会社	50	100.00	小売電気事業
【持分法適用関連会社】 石狩LNG棧橋株式会社	240	50.00	LNG燃料の受入設備の賃貸

8. 主要な事業所

(1) 当社の主要な事業所

- a. 本店 (札幌市)
- b. 支社 東京支社 (東京都千代田区)
- c. 発電所

水力発電所 (出力 50,000 kW以上)

雨竜発電所 (名寄市), 豊平峡発電所 (札幌市), 滝里発電所 (芦別市),
新冠発電所, 高見発電所 (新ひだか町), 京極発電所

火力発電所 (出力 200,000 kW以上)

砂川発電所, 奈井江発電所, 苫小牧発電所, 伊達発電所,
苫東厚真発電所 (厚真町), 知内発電所, 石狩湾新港発電所 (小樽市)

原子力発電所

泊発電所

(2) 重要な子会社等の主要な事業所

【連結子会社】

- a. 北海道電力ネットワーク株式会社 本店（札幌市）
- b. 北海電気工事株式会社 本店（札幌市）
- c. 北電興業株式会社 本店（札幌市）
- d. 北海道パワーエンジニアリング株式会社 本店（札幌市）
苫小牧共同火力発電所
- e. 苫東コールセンター株式会社 本店（苫小牧市）
- f. ほくでんエコエナジー株式会社 本店（札幌市）
- g. ほくでんサービス株式会社 本店（札幌市）
- h. 北海道総合通信網株式会社 本店（札幌市）
- i. ほくでん情報テクノロジー株式会社 本店（札幌市）
- j. 北海道電力コクリエーション株式会社 本店（札幌市）

【持分法適用関連会社】

- a. 石狩LNG栈橋株式会社 本店（札幌市）

9. 従業員の状況

従業員数	前年度末比増減
10,005名	-221名

(注)従業員数は、当社及び連結子会社の就業人員を記載しています。

10. 主要な借入先

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社みずほ銀行	147,000
株式会社日本政策投資銀行	99,688
日本生命保険相互会社	59,066
株式会社北洋銀行	47,999
株式会社三菱UFJ銀行	47,150

II 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数	4億9,500万株
(発行可能種類株式総数)	
(1) 普通株式	4億9,500万株
(2) B種優先株式	470株
2. 発行済株式総数	2億1,529万2,382株
(内訳)	
(1) 普通株式	2億1,529万1,912株
(2) B種優先株式	470株
3. 株 主 数	
(1) 普通株式	69,669名
(2) B種優先株式	2名

4. 大 株 主

(1) 普通株式

株 主 名	持 株 数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	26,813	13.04
株 式 会 社 北 洋 銀 行	10,215	4.97
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	7,231	3.52
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	6,716	3.27
北 海 道 電 力 従 業 員 持 株 会	5,602	2.72
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	4,226	2.06
株 式 会 社 北 海 道 銀 行	4,131	2.01
那 須 功	4,067	1.98
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	4,048	1.97
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	2,863	1.39

(注) 持株比率は、発行済株式総数から自己株式 9,656,880 株を控除して計算しています。

(2) B種優先株式

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率 (%)
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	400	85.11
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	70	14.89

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

給付株式数 2,100 株

給付対象者数 1 名

(注) 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)であった者に対する株式報酬として給付したものです。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況	
真弓明彦	代表取締役会長		北海道経済連合会会長	
藤井裕	代表取締役 社長執行役員	原子力推進本部長		
舟根俊一	代表取締役 副社長執行役員	原子力推進本部本部長代理，原子力事業統括部長		
瀬尾英生	代表取締役 副社長執行役員	原子力推進本部本部長代理，内部監査室・環境室・人事労務部・総務部担当		
上野昌裕	取締役 常務執行役員	原子力推進本部副本部長，経営企画室・需給運用部・再生可能エネルギー開発推進部・総合研究所担当		
原田憲朗	取締役 常務執行役員	原子力推進本部副本部長，原子力事業統括部長補佐，水力部・土木部・藻岩発電所リプレース工事建設所担当		ほくでんエコエナジー株式会社取締役社長
小林剛史	取締役 常務執行役員	秘書室・経理部・資材部担当		
齋藤晋	取締役 常務執行役員	火力部・カイゼン推進室・情報通信部担当		弁護士
市川茂樹	取締役			
秋田耕児	取締役 監査等委員(常勤)			
大野浩	取締役 監査等委員(常勤)		弁護士	
長谷川淳	取締役 監査等委員			
成田教子	取締役 監査等委員			
竹内巖	取締役 監査等委員			
鵜飼光子	取締役 監査等委員		株式会社北洋銀行常勤監査役，株式会社カナモト監査役(社外)	

- (注)
1. 当社は、2022年6月28日開催の第98回定時株主総会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。
 2. 重要な会議への出席、業務執行部門からの職務執行状況の聴取、事業所への往査、内部監査部門との連携等を日常的に行うことにより、監査の実効性を高めていくため、常勤監査等委員を選定しております。
 3. 担当として、原子力推進本部に関する記載を追加しました。
 4. 取締役のうち、市川茂樹、長谷川 淳、成田教子、竹内 巖、鶴飼光子は社外取締役です。
 5. 社外取締役 市川茂樹、長谷川 淳、成田教子、竹内 巖、鶴飼光子につきましては、東京証券取引所及び札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。
 6. 2022年6月28日、秋田耕児、大野 浩、長谷川 淳、成田教子、竹内 巖、鶴飼光子は取締役監査等委員にそれぞれ新たに就任しました。
 7. 2022年6月28日、氏家和彦、鶴飼光子は取締役を、秋田耕児、大野 浩、長谷川 淳、成田教子、竹内 巖は監査役を、それぞれ任期満了により退任しました。
 8. 2022年6月28日、瀬尾英生は取締役 常務執行役員から代表取締役 副社長執行役員に就任しました。
 9. 2022年7月1日、取締役 常務執行役員 原田憲朗の担当が、「原子力推進本部副本部長、原子力事業統括部長補佐、水力部・土木部・新得水力発電所建設所担当」から、「原子力推進本部副本部長、原子力事業統括部長補佐、水力部・土木部・新得水力発電所建設所・藻岩発電所リプレース工事建設所担当」へと変更になりました。
 10. 2022年8月1日、取締役 常務執行役員 原田憲朗の担当が、「原子力推進本部副本部長、原子力事業統括部長補佐、水力部・土木部・新得水力発電所建設所・藻岩発電所リプレース工事建設所担当」から、「原子力推進本部副本部長、原子力事業統括部長補佐、水力部・土木部・藻岩発電所リプレース工事建設所担当」へと変更になりました。
 11. 2023年4月1日、取締役 常務執行役員 原田憲朗の担当を、「原子力推進本部副本部長、原子力事業統括部長補佐、水力部・土木部・藻岩発電所リプレース工事建設所担当」から、「原子力推進本部副本部長、原子力事業統括部長補佐、水力部・土木部・藻岩発電所リプレース工事建設所・上川発電所リプレース工事建設所担当」へと変更しています。
 12. 取締役監査等委員 成田教子は、弁護士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
 13. 取締役監査等委員 竹内 巖は、銀行業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
 14. 取締役監査等委員 竹内 巖の兼職先と当社の関係は次のとおりです。
 - ・当社は、株式会社北洋銀行の株式の6.02%を保有しています。同社は当社株式の4.97%を有する株主であり、同社と当社の間には資金の借入等の取引があります。当社グループの同社からの借入金残高は、当社の連結総資産の2.3%程度となっております。

います。

・株式会社カナモトと当社の間には、記載すべき関係はありません。

15. 取締役を兼務しない役付執行役員は、次のとおりです。

氏名	地位	担当
鍋島芳弘	常務執行役員	原子力推進本部副本部長，販売推進部・首都圏販売部・広報部担当
濱谷将人	常務執行役員	原子力推進本部副本部長
皆川和志	常務執行役員	総合エネルギー事業部担当
勝海和彦	常務執行役員	原子力推進本部副本部長，原子力事業統括部長補佐，泊原子力事務所長
水野治	常務執行役員	原子力監査室担当，地域産業経済担当，コンプライアンス担当

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）である市川茂樹，秋田耕児，大野 浩，長谷川 淳，成田教子，竹内 巖，鶯飼光子との間に、会社法第423条第1項の責任について、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しています。

3. 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しています。当該保険の被保険者の範囲は、当社の取締役（監査等委員である取締役並びに退任した取締役及び監査役を含む）、当社の子会社1社の取締役及び監査役（退任した取締役及び監査役を含む）です。填補対象とされる損害の範囲は、株主代表訴訟及び第三者訴訟等に伴い被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用です。ただし、法令違反の行為であることを認識しながら行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととされています。

なお、保険料は、当該役員が職務を行う会社が全額負担しています。

4. 取締役の報酬等

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

a. 決定方針の決定方法

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、独立社外役員を過半数とする人事・報酬諮問委員会の審議を踏まえ、独立社外取

締役及び独立社外監査役も出席する2022年4月28日開催の取締役会において決議しました。

b. 決定方針の内容

決定方針の内容は、下記のとおりです。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「取締役」という。）の報酬は、各取締役の職責や成果等を踏まえるとともに、業績と企業価値との連動を図り、持続的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、また、社外取締役の報酬は、会社業績に左右されにくい報酬体系とすることにより経営に対する独立性を担保する観点から、以下の方針により決定します。

1. 構成について

- ・取締役の報酬は、基本報酬、賞与（短期業績連動報酬）及び株式報酬（中長期業績連動報酬）で構成しています。
- ・社外取締役については、会社業績に左右されにくい報酬体系とすることにより経営に対する独立性を担保する観点から、基本報酬のみとします。

2. 基本報酬について

- ・基本報酬については、月例の固定報酬とし、株主総会決議の報酬限度額の範囲内で、取締役会において支給額を決定します。この決定にあたっては、各取締役の職責及び成果、中長期的な業績見通し、各事業年度の業績、電気事業が公益事業であることなどを勘案したうえで、独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会において個人別支給額を審議します。その後、代表取締役会長及び代表取締役社長執行役員が取締役会決議による一任を受け、人事・報酬諮問委員会の審議を踏まえ支給額を決定します。

3. 業績連動報酬について

(1) 賞与（短期業績連動報酬）について

- ・賞与（短期業績連動報酬）については、支給の都度株主総会で総額を決議したうえで、取締役会において支給額を決定します。この決定にあたっては、特定の指標に拠らず、各事業年度の業績の内容を総合的に勘案したうえで、独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会において支給の是非及び個人別支給額を審議します。また、支給する場合は、株主総会決議を得た後、代表取締役会長及び代表取締役社長執行役員が、取締役会決議による一任を受け、人事・報酬諮問委員会の審議を踏まえ支給額を決定します。

(2) 株式報酬（中長期業績連動報酬）について

- ・株式報酬（中長期業績連動報酬）については、株主総会決議の上限株式数の範囲内で独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会の決議により定めた役員株式給付規程に基づき、支給株式数等を決定します。この支給株式数は、在任中において事業年度ごとに付与したポイント数の合計を、退任時に株式給付信託制度を通じて1ポイントあたり当社普通株式1株として算定されま

す。付与するポイントは、配当の有無に応じて定まるポイント及び業績に連動するポイントとします。業績に連動するポイントは、連結経常利益を指標とし、「ほくでんグループ経営ビジョン 2030」の利益目標である連結経常利益 230 億円/年を目標値として、その達成度に応じて確定します。なお、目標に達しない場合は、当該事業年度のポイントは付与しません。

4. 基本報酬の額、賞与（短期業績連動報酬）の額及び株式報酬（中長期業績連動報酬）の額の割合について

- ・基本報酬と株式報酬（中長期業績連動報酬）の支給割合は、目標達成時においてそれぞれ9割程度、1割程度とし、賞与（短期業績連動報酬）を支給する場合、その報酬全体に占める割合は、職責及び業績等を総合的に勘案して決定します。

c. 当年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容は、独立社外取締役を過半数とする人事・報酬諮問委員会において原案と決定方針との整合性を確認し、取締役会として基本的にその内容を踏まえて決定していることから、決定方針に沿うものであると判断しています。

(2) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当年度においては、2022年6月28日開催の取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長真弓明彦及び代表取締役社長執行役員 藤井 裕が取締役の個人別の具体的な報酬額を決定しています。その権限を両氏に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の評価を行うには最も適している地位にあるからです。取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、独立社外役員を過半数とする人事・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得ています。

(3) 監査等委員である取締役の報酬に係る決定方針

a. 決定方針の決定方法

監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、独立社外役員を過半数とする人事・報酬諮問委員会の審議を踏まえ、独立社外取締役及び独立社外監査役も出席する2022年4月28日開催の取締役会において決議しました。

b. 決定方針の内容

監査等委員である取締役の個人別の報酬は、賞与を支給せず基本報酬のみを支給します。会社業績に左右されにくい報酬体系とすることで経営に対する独立性を担保しています。支給額については、株主総会決議の報酬限度額の範囲内で監査等委員である取締役の協議により決定します。

(4) 取締役等の報酬等の額

a. 監査等委員会設置会社移行前

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額					
		金銭報酬				非金銭報酬	
		基本報酬		賞与(短期業績連動報酬)		株式報酬(中長期業績連動報酬)	
		支給員数 (名)	支給額 (百万円)	支給員数 (名)	支給額 (百万円)	支給員数 (名)	支給額 (百万円)
取締役 (社外取締役を除く)	72	9	72	—	—	—	—
監査役 (社外監査役を除く)	14	2	14	—	—	—	—
社外取締役	4	2	4	—	—	—	—
社外監査役	6	3	6	—	—	—	—

(注) 1. 上記には、2022年6月28日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでいます。

2. 2007年6月28日開催の第83回定時株主総会において決議された報酬限度額は次のとおりです。

取締役 月額50百万円以内

監査役 月額11百万円以内

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名、監査役の員数は5名です。

3. 2007年4月26日開催の取締役会において、退職慰労金の廃止を決議しています。

b. 監査等委員会設置会社移行後

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額					
		金銭報酬				非金銭報酬	
		基本報酬		賞与(短期業績連動報酬)		株式報酬(中長期業績連動報酬)	
		支給員数 (名)	支給額 (百万円)	支給員数 (名)	支給額 (百万円)	支給員数 (名)	支給額 (百万円)
取締役 (監査等委員である取締役を除く)	198	9	198	—	—	—	—
監査等委員である取締役	66	6	66	—	—	—	—
合計 (うち社外取締役)	264 (30)	15 (5)	264 (30)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

(注) 1. 当年度に係る賞与につきましては、支給しないこととしました。

2. 2022年6月28日開催の第98回定時株主総会において決議された報酬限度額は次のとおりです。

取締役(監査等委員である取締役を除く) 月額34百万円以内

(うち社外取締役 月額4百万円以内)

監査等委員である取締役

月額 10 百万円以内

当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は 9 名（うち社外取締役 1 名），監査等委員である取締役の員数は 6 名（うち社外取締役 4 名）です。

5. 社外役員の主な活動状況

氏名	地位	出席回数／開催回数 (出席率)			取締役会等における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
		取締役会	監査役会	監査等委員会	
市川 茂樹	取締役	14回/14回 (100%)	—	—	弁護士としての豊富な経験・識見を背景として、法務、コンプライアンス・リスクマネジメントをはじめとする幅広い見地から、取締役会等において、経営戦略、財務・会計など法務分野に留まらない多様かつ適切な発言を行っています。また、人事・報酬諮問委員会においても取締役の報酬制度や役員構成について有益な意見を述べるなど、監督機能を果たしています。
長谷川 淳	監査役	4回/4回 (100%)	3回/3回 (100%)	—	学識経験者としての豊富な経験と幅広い識見を有しており、取締役会や監査等委員会において、専門的な知識を背景として適切な意見等を表明しています。また、人事・報酬諮問委員会においても取締役の報酬制度について有益な意見を述べるなど、監督機能を果たしています。
	取締役 監査等委員	10回/10回 (100%)	—	9回/9回 (100%)	
成田 教子	監査役	4回/4回 (100%)	3回/3回 (100%)	—	弁護士としての豊富な経験と幅広い識見を有しているほか、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、取締役会や監査等委員会において、コーポレートガバナンスに関する意見等を表明しています。
	取締役 監査等委員	10回/10回 (100%)	—	9回/9回 (100%)	
竹内 巖	監査役	4回/4回 (100%)	3回/3回 (100%)	—	株式会社北洋銀行の副頭取や常勤監査役を務め、豊富な経営経験と幅広い識見を有しているほか、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、取締役会や監査等委員会において、コーポレートガバナンスに関する意見等を表明しています。
	取締役 監査等委員	9回/10回 (90%)	—	9回/9回 (100%)	

氏名	地位	出席回数／開催回数 (出席率)			取締役会等における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
		取締役会	監査役会	監査委員会	
鵜飼光子	取締役	4回/4回 (100%)	—	—	学識経験者としての豊富な経験と幅広い識見を有しており、取締役会や監査等委員会において、専門的な知識を背景として適切な意見等を表明しています。また、人事・報酬諮問委員会においても取締役の報酬制度について有益な意見を述べるなど、監督機能を果たしています。
	取締役 監査等委員	10回/10回 (100%)	—	9回/9回 (100%)	

IV 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY 新日本有限責任監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

区分	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
当社	52	1
連結子会社	70	13
計	123	15

(注) 1. 当社及び一部の連結子会社では、会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的に区分できないため、これらの合計額を監査報酬としているものがあります。

このため、監査証明業務に基づく報酬の額には、当該合計額等を記載しています。

2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第 399 条第 1 項の同意を行っています。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、社債発行に伴うコンフォート・レター作成業務を委託しています。

また、連結子会社は、会計監査人に対して、管理会計高度化の支援業務などを委託しております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第 340 条に定める監査等委員会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど会計監査人として適当でないと判断される場合その他必要がある場合には、監査等委員会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案します。

V 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針及び運用状況の概要は、次のとおりです。

なお、2022年6月28日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社への移行等を踏まえた改正を決議しています。

1. 業務の適正を確保するための体制に関する基本方針

会社法及び会社法施行規則に基づき「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」を次のとおり定め、この方針に基づき、効率的かつ公正・透明な事業活動を推進する。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会を原則として毎月1回開催し、法令、定款及び社内規範に定める重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から職務執行状況の報告を受け、取締役の職務の執行を監督する。
- ・執行役員制度を採用するとともに、取締役会が重要な業務執行の決定の一部を取締役に委任することにより、取締役会の監督機能の強化と業務執行の迅速化を図る。
- ・コンプライアンスに関する方針や行動規範を定め、取締役自ら率先して実践する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に係る情報について、保存期間・場所及び管理方法等を定めた社内規範に基づき、文書又は電磁的記録により適切に保存・管理する。

(3) リスク管理に関する規程その他の体制

- ・事業運営に関するリスクについて、経営方針やこれに基づく業務運営計画等で明確化し、方針管理サイクルのなかで適切に管理する。
- ・リスク管理に関する委員会を置き、各部等におけるリスクやその対応状況を把握するとともに、指導・調整を行い、全社におけるリスクを横断的に管理する。
- ・非常災害等の発生に備え、対応組織・情報連絡体制等について社内規範に定めるとともに、防災訓練等を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会等において、グループ経営方針等を定め、方針管理サイクルのもとで業務を執行する。
- ・役付執行役員（社長執行役員、副社長執行役員、常務執行役員）等で構成する業務執行会議を原則として毎週1回開催し、グループ経営全般に関する方針、計画並びに業務執行に関する重要事項を審議する。
- ・迅速な意思決定や効率的な業務執行を図るため、指揮監督系統や各職位の責任・権限、業務処理の手続き等を社内規範において明確化するとともに、情報システムを適切に活用する。

- ・効率性向上の観点から業務執行の状況を把握し、改善を図るため、内部監査部門による監査を実施する。

(5) 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンスに関する委員会を置き、従業員教育・研修の実施等を通じて方針や行動規範の徹底を図るとともに、法令及び企業倫理等の遵守、不正防止の全社的活動を推進する。また、コンプライアンスに関する相談窓口を置き、適切に運用する。
- ・法令等遵守の観点から業務執行の状況を把握し、改善を図るため、内部監査部門による監査を実施する。

(6) 当社及び子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・当社とグループ各社は、グループ経営方針、グループ運営に関する規範に基づき、報告等を通じて密接な連携のもと業務を執行する。
- ・当社とグループ各社は、グループのコンプライアンス等に関する方針を共有する。また、グループ各社は、リスク管理、取締役の職務の執行が効率的に行われること、取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合すること等、業務の適正を確保するための体制・仕組みを整備し、適切に運用する。

(7) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項

- ・監査等委員会の職務を補助する専任組織を置き、必要な人員を配置する。

(8) 監査等委員会の職務を補助すべき従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く。）

からの独立性及び監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査等委員会の職務を補助する従業員は、監査等委員会の指揮監督のもとで職務を執行するものとし、その人事異動等については、事前に監査等委員会と協議する。

(9) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員並びに子会社の取締役、監査役及び従業員が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ・当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び従業員は、法令に定められる事項に加え、当社の社内規範に基づき、重要な業務執行に関する事項について、当社の監査等委員会に定期的若しくは都度報告する。
- ・グループ各社の取締役、監査役及び従業員は、法令に定められる事項に加え、グループで共有する規範に基づき、重要な業務執行に関する事項について、当社の監査等委員会に定期的若しくは都度報告する。
- ・監査等委員会に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けることがないよう適切に対応する。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員会から取締役（監査等委員である取締役を除く。）等の職務執行状況の聴取や重要な決裁書類の閲覧等を求められた場合は、速やかにこれに応じる。
- ・監査等委員である取締役から職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用等の請求を受けた場合は、その費用等が職務の執行に必要なないと認められる場合を除き、これを負担する。
- ・内部監査部門は、内部監査結果の報告等、監査等委員会への情報提供を適切に行う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役会を当年度 14 回開催し、法令、定款及び社内規範に定める重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から職務執行状況の報告を受け、取締役の職務の執行を監督しています。また、役付執行役員（社長執行役員、副社長執行役員、常務執行役員）等で構成する業務執行会議を当年度 51 回開催し、グループ経営全般に関する方針、計画並びに業務執行に関する重要事項の審議を行っています。

このほか、リスク管理については、リスクに関する委員会においてリスク項目及び対策の見直しを審議し、経営方針等の管理サイクルのなかで、リスクの体系的な把握、対応方策の立案、実施の確認等を行っています。また、コンプライアンスについては、社長を委員長とする企業倫理委員会のもと、従業員教育・研修の実施等を通じて「ほくでんグループCSR行動憲章」や「コンプライアンス行動指針」の徹底を図り、事業活動における法令・企業倫理等の遵守、不正防止に向けた全社活動を推進しています。

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制については、当社とグループ各社においてコンプライアンス等に関する方針を共有するとともに、グループ経営方針、グループ運営に関する規範に基づき、報告等を通じて密接な連携のもと業務を執行しています。

取締役の職務執行に関しては、監査等委員（6名のうち4名が社外監査等委員）が、監査等委員会で定めた監査の方針等に基づき、取締役会等の重要な会議への出席、取締役等からの職務執行状況の聴取、重要な決裁書類等の閲覧、業務及び財産の調査等を行うことを通じ、監査等委員会が監査しています。また監査等委員会の職務を支援する専任スタッフを配置しています。

内部監査部門には、専任スタッフを配置し、業務執行の効率性、適法性等に係る内部監査及び財務報告に係る内部統制の評価を行う体制を敷いています。内部監査部門は、グループ会社に対する内部監査を含め、監査結果等について、社長に報告するほか、監査等委員会へ報告を行っています。

事業報告附属明細書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

**他の法人等の業務執行取締役等を兼ねる会社役員についての重要な兼職の状況
の明細**

事業報告 13 頁から 15 頁に記載のとおりです。

第99期 計算書類

2022年度

(2022年 4月 1日から)
(2023年 3月 31日まで)

札幌市中央区大通東 1 丁目 2 番地

北海道電力株式会社

貸借対照表

2023年 3月31日現在

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
固 定 資 産	1,653,452	固 定 負 債	1,385,633
電 気 事 業 固 定 資 産	529,053	社 債	753,500
水 力 発 電 設 備	193,475	長 期 借 入 金	502,268
汽 力 発 電 設 備	182,221	関 係 会 社 長 期 債 務	885
原 子 力 発 電 設 備	136,044	退 職 給 付 引 当 金	14,028
内 燃 力 発 電 設 備	155	資 産 除 去 債 務	112,599
新 エ ネ ル ギ ー 等 発 電 設 備	1,590	雑 固 定 負 債	2,352
業 務 設 備	13,583		
休 止 設 備	1,645		
貸 付 設 備	338		
附 帯 事 業 固 定 資 産	3,967	流 動 負 債	366,981
事 業 外 固 定 資 産	403	1 年 以 内 に 期 限 到 来 の 固 定 負 債	165,970
固 定 資 産 仮 勘 定	167,182	短 期 借 入 金	44,500
建 設 仮 勘 定	146,107	買 掛 金	63,092
除 却 仮 勘 定	126	未 払 金	7,007
使 用 済 燃 料 再 処 理 関 連 加 工 仮 勘 定	20,947	未 払 費 用	19,422
核 燃 料	208,055	未 払 税 金	3,738
加 工 中 等 核 燃 料	208,055	預 り 金	2,461
投 資 そ の 他 の 資 産	744,789	関 係 会 社 短 期 債 務	42,579
長 期 投 資	73,044	諸 前 受 金	1,729
関 係 会 社 長 期 投 資	612,961	雑 流 動 負 債	16,480
長 期 前 払 費 用	14,035		
前 払 年 金 費 用	8,226	引 当 金	2,192
繰 延 税 金 資 産	37,312	渴 水 準 備 引 当 金	2,192
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 790	負 債 合 計	1,754,806
流 動 資 産	304,093	株 主 資 本	202,893
現 金 及 び 預 金	78,141	資 本 金	114,291
売 掛 金	81,243	資 本 剰 余 金	41,475
諸 未 収 入 金	29,996	そ の 他 資 本 剰 余 金	41,475
貯 蔵 品	79,861	利 益 剰 余 金	64,994
前 払 費 用	1,548	利 益 準 備 金	2,828
関 係 会 社 短 期 債 権	27,632	そ の 他 利 益 剰 余 金	62,166
雑 流 動 資 産	6,711	特 定 災 害 防 止 準 備 金	145
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 1,043	繰 越 利 益 剰 余 金	62,020
		自 己 株 式	△ 17,868
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△ 155
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,676
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 1,831
		純 資 産 合 計	202,738
合 計	1,957,545	合 計	1,957,545

損益計算書

2022年 4月 1日から
2023年 3月31日まで

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
営業費用	810,057	営業収益	779,676
電気事業営業費用	806,706	電気事業営業収益	776,663
水力発電電費	19,724	電灯料	231,419
汽力発電電費	339,145	電力料	368,520
原子力発電電費	54,633	他社販売電力料	145,532
内燃力発電電費	505	賠償負担金相当収益	1,224
新エネルギー等発電電費	2,171	電気事業雑収益	29,946
他社購入電力料	179,001	貸付設備収益	20
販売売費	16,029		
休止設備費	417		
貸付設備費	5		
一般管理費	31,854		
接続供給託送料	158,632		
事業税	4,595		
電力費振替勘定(貸方)	△ 10		
附帯事業営業費用	3,351	附帯事業営業収益	3,012
住宅電化設備貸貸事業営業費用	135	住宅電化設備貸貸事業営業収益	167
不動産賃貸事業営業費用	5	不動産賃貸事業営業収益	21
ガス供給事業営業費用	2,665	ガス供給事業営業収益	2,091
エネルギーサービス事業営業費用	546	エネルギーサービス事業営業収益	732
営業損失	(30,381)		
営業外費用	11,711	営業外収益	7,621
財務費用	9,804	財務収益	5,764
支払利息	9,456	受取配当金	2,039
社債発行費	347	受取利息	3,725
事業外費用	1,906	事業外収益	1,856
雑損失	1,906	固定資産売却益	0
		雑収益	1,856
当期経常費用合計	821,768	当期経常収益合計	787,297
当期経常損失	34,471		
渴水準備金引当又は取崩し	545		
渴水準備金引当	545		
特別損失	2,499	特別利益	5,705
減損損失	2,499	核燃料売却益	5,705
税引前当期純損失	31,810		
法人税等	△ 6,909		
法人税等	△ 1,602		
法人税等調整額	△ 5,307		
当期純損失	24,900		

株主資本等変動計算書

2022年 4月 1日から2023年 3月31日まで

(単位 百万円)

	株 主 資 本								評 価 差 額 換 算				純 資 産 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				自 己 株 式 株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 額	繰 上 償 損 額	延 滞 益	評 価 差 額 換 算	
		そ の 他 資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 剰 余 金 計							
				特 定 災 害 防 止 準 備 金	繰 上 償 損 額		利 剰 余 金						
当 事 業 年 度 首 残 高	114,291	41,476	2,552	139	89,965	92,656	△17,867	230,557	957	—	957	231,514	
当 事 業 年 度 変 動 額													
特 定 災 害 防 止 準 備 金 の 積 立				6	△ 6	—		—				—	
剰 余 金 の 当 配			276		△ 3,037	△ 2,761		△ 2,761				△ 2,761	
当 期 純 損 失					△24,900	△24,900		△24,900				△24,900	
自 己 株 式 の 得 取							△ 2	△ 2				△ 2	
自 己 株 式 の 分 処		△ 0					1	1				1	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 該 事 業 年 度 変 動 額 (純 額)									719	△ 1,831	△ 1,112	△ 1,112	
当 事 業 年 度 変 動 額 合 計	—	△ 0	276	6	△27,944	△27,661	△ 1	△27,663	719	△ 1,831	△ 1,112	△28,775	
当 事 業 年 度 末 残 高	114,291	41,475	2,828	145	62,020	64,994	△17,868	202,893	1,676	△ 1,831	△ 155	202,738	

個 別 注 記 表

2022年 4月 1日から

2023年 3月31日まで

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①満期保有目的の債券 … 償却原価法（定額法）

②子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法

③その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの … 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 … 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ … 時価法

(3) 貯蔵品 … 石炭，燃料油，ガス，バイオマス燃料及び一般貯蔵品は総平均法，特殊品は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっている。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産及び無形固定資産は定額法によっている。

耐用年数等は法人税法に規定する基準によっている。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛債権等の貸倒れによる損失に備えるため，一般債権については貸倒実績率により，破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し，回収不能見込額を計上している。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため，当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり，退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については，給付算定式基準によっている。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は，その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は，各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

(3) 漏水準備引当金

漏水による損失に備えるため，電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定により，なおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条の定める基準によって計算した限度額を計上している。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は主に電力の発電・小売電気事業を営んでいる。主な収益は電力の小売販売による電灯・電力料、卸販売による他社販売電力料等である。

電力の小売販売における履行義務は、顧客との契約に基づき電力を供給することであり、電気の供給の都度、履行義務は充足される。履行義務の充足の進捗度は、電力量計の検針により把握した使用量により測定し、把握した使用量と顧客との契約による単価等に基づき、一定期間にわたり毎月収益を認識している。

なお、電力の小売全面自由化に伴う一般消費者保護のために料金規制経過措置が適用されているため、電気事業会計規則に従い、一般家庭等の顧客に対して検針日基準による収益の計上処理（毎月、月末以外の日に実施する計量により確認した使用量に基づき収益を計上する処理）を行っており、決算月に実施した計量の日から決算日まで生じた収益は翌月に計上している。

電力の卸販売は、他の電気事業者に対して契約に基づき電気を供給する履行義務に関する収益及び一般社団法人日本卸電力取引所の卸電力市場において約定した電気を受け渡す履行義務に関する収益からなる。他の電気事業者に対して契約に基づき電気を供給する履行義務は、電気の供給の都度、充足される。履行義務の充足の進捗度は電気の使用量により測定し、使用量と顧客との契約による単価等に基づき、一定期間にわたり毎月収益を認識している。卸電力市場における履行義務は、取引規程等に基づき約定した電気を受け渡すことであり、受け渡しの一時点において履行義務を充足する取引については、都度収益を認識している。

上記いずれの取引も、基本的に料金の支払義務発生の日から1ヶ月以内に料金を受領しており、重要な金融要素は含んでいない。

5. その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっている。

(2) 原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する拠出金の計上方法

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に要する費用は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第40号、以下「改正法」という。）第4条第1項に基づき、原子力発電所の運転に伴い発生する使用済燃料の量に応じて算定した拠出金を営業費用として計上している。なお、使用済燃料再処理機構（以下「機構」という。）に拠出金を納付することにより原子力事業者の費用負担の責任が果たされ、機構が再処理等を実施することとなる。また、機構に対する拠出金には改正法第2条の規定による使用済燃料の再処理関連加工に係る拠出金が含まれており、使用済燃料再処理関連加工仮勘定に計上している。

(3) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … 燃料価格に関するスワップ

ヘッジ対象 … 燃料購入に係る予定取引の一部

③ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、燃料価格変動によるリスクをヘッジすることを目的としている。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジに高い有効性があると認められるため、有効性の評価を省略している。

(4) 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法

有形固定資産のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用計上方法については、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）第8項を適用し、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）に基づき、毎事業年度、「原子力発電施設解体引当金等取扱要領」（平成12年12資公部第340号）に定められた算式（解体に伴って発生する廃棄物の種類及び物量から解体に要する費用を見積もる方法）により算定した原子力発電施設解体費の総見積額を発電設備の見込運転期間にわたり定額法により費用計上する方法によっている。

ただし、エネルギー政策の変更や安全規制の変更等に伴って原子炉を廃止する場合に、発電事業者の申請に基づき経済産業大臣の承認を受けたときは、特定原子力発電施設の廃止日の属する月から起算して10年が経過する月までの期間にわたり、定額法で費用計上することとなる。

II. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	37,312百万円
--------	-----------

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類における「連結注記表（Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記）」に記載した内容と同一である。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 当社の総財産は、社債及び(株)日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。(1年以内に償還・返済すべき金額を含む。)

<担保付債務>

社債	833,500百万円
(株)日本政策投資銀行借入金	60,588百万円

(2) 長期投資の一部には、北海道外での発電事業参画に伴う出資先における金融機関からの借入金の担保として、質権が設定されている。

<質権が設定されている資産>

長期投資（株式）	108百万円
長期投資（社債）	1,563百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額	1,872,476百万円
-------------------	--------------

3. 保証債務

日本原燃(株)の借入金に対する保証債務	32,649百万円
財形住宅融資による従業員の借入金に対する連帯保証債務	855百万円

4. 関係会社に対する長期金銭債権	533,799百万円
関係会社に対する短期金銭債権	39,510百万円
関係会社に対する長期金銭債務	618百万円
関係会社に対する短期金銭債務	66,898百万円

5. 損益計算書に記載されている附帯事業に係る固定資産の金額

不動産賃貸事業	専用固定資産	0百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	100百万円
	合 計	0百万円
ガス供給事業	専用固定資産	0百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	234百万円
	合 計	234百万円
エネルギーサービス事業	専用固定資産	3,966百万円
	他事業との共用固定資産の配賦額	100百万円
	合 計	3,966百万円

6. 湯水準備引当金は、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第3項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第36条の規定に基づく引当金である。

IV. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引による取引高	費用	255,651百万円
	収益	96,993百万円
関係会社との営業取引以外の取引高		5,332百万円

V. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の数 9,981,780株

（注）当事業年度末における自己株式の数には、株式給付信託(BBT)に係る信託口が保有する当社株式324,900株が含まれている。

VI. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	15,001百万円
資産除去債務否認額	10,356百万円
減価償却費損金算入限度超過額	7,543百万円
組織再編に伴う関係会社株式	6,859百万円
その他	13,843百万円
	<hr/>
繰延税金資産小計	53,604百万円
評価性引当額	△9,386百万円
	<hr/>
繰延税金資産合計	44,218百万円
繰延税金負債	
資産除去債務相当資産	△6,198百万円
その他有価証券評価差額金	△650百万円
その他	△56百万円
	<hr/>
繰延税金負債合計	△6,905百万円
繰延税金資産の純額	<hr/> 37,312百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用している。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っている。

VII. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	当事業年度末 残高
子会社	北海道電力ネットワーク株式会社	所有 直接100%	資金貸借取引 役員の兼任	社債の引受 (*1)	38,975	関係会社 長期投資	327,802
				社債利息の受取 (*2)	1,806	関係会社 短期債権	446
				資金の貸付 (*3)	83,673	関係会社 長期投資	197,425
						関係会社 短期債権	20,954
				貸付利息の受取 (*4)	1,817	関係会社 短期債権	279
北電興業株式会社	所有 直接100%	建物の総合管理, 土木・建築工事 役員の兼任	燃料の購入代ほか (*5)	140,567 (*6)	関係会社 短期債務	4,072 (*6)	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (*1) 社債の引受は、北海道電力ネットワーク株式会社発行のICB (Inter Company Bond) を引き受けたものであり、当社が発行した社債等と同様の条件で利率を決定している。
- (*2) 社債利息の受取は、北海道電力ネットワーク株式会社発行のICB (Inter Company Bond) に係るものである。
- (*3) 資金の貸付は、北海道電力ネットワーク株式会社へICL (Inter Company Loan) 及びCMS (キャッシュ・マネジメント・サービス) により貸し付けたものである。ICLについては、当社の借入金と同様の条件で利率を決定しており、CMSに係るものは、市場金利を勘案して利率を合理的に決定している。なお、CMSによる貸し付けについては、取引が反復的に行われているため、取引金額には含めていない。
- (*4) 貸付利息の受取は、北海道電力ネットワーク株式会社へICL (Inter Company Loan) 及びCMS (キャッシュ・マネジメント・サービス) による貸し付けに係るものである。
- (*5) 一般的取引と同様の条件で、市場価格等を勘案し、契約している。
- (*6) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。

VIII. 一株当たり情報に関する注記

1. 一株当たり純資産額	751円68銭
2. 一株当たり当期純損失	128円15銭

(注1) 一株当たり純資産額の算定上、株式給付信託(BBT)に係る信託口が保有する当社株式を「期末発行済株式総数」の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当事業年度末における当該自己株式数は324,900株である。

(注2) 一株当たり当期純損失の算定上、株式給付信託(BBT)に係る信託口が保有する当社株式を「普通株式の期中平均株式数」の計算において控除する自己株式に含めている。なお、当事業年度における当該期中平均自己株式数は325,425株である。

IX. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

収益を理解するための基礎となる情報は「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載している。

X. その他の注記

(業績連動型株式報酬制度)

連結計算書類における「連結注記表 (IX. その他の注記 1. 業績連動型株式報酬制度)」に記載した内容と同一である。

(電気・ガス価格激変緩和対策事業への参画)

「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づき実施される「電気・ガス価格激変緩和対策事業」により、国が定める値引き単価による電気・ガス料金の値引きを行っており、その原資として受領する補助金を「電気事業雑収益」に19,273百万円、「ガス供給事業収益」に67百万円を計上している。

第99期 監査報告書

会計監査人監査報告書
監査等委員会監査報告書

2022年度

(2022年4月1日から)
(2023年3月31日まで)

札幌市中央区大通東1丁目2番地

北海道電力株式会社

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

北海道電力株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 春日淳志
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤森允浩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北海道電力株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北海道電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

北海道電力株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

札幌事務所

指定有限責任社員 公認会計士 春日淳志
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤森允浩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北海道電力株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第99期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査規程に準拠し、監査の方針、計画、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを調査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

③以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、泊発電所の安全対策の取組みについて、新規制基準への対応も含め、引き続き確認してまいります。

2023年5月17日

北海道電力株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤） 秋 田 耕 児



監査等委員（常勤） 大 野 浩



監査等委員 長谷川 淳



監査等委員 成 田 教 子



監査等委員 竹 内 巖



監査等委員 鵜 飼 光 子



(注)

1. 監査等委員 長谷川淳、成田教子、竹内 巖及び鵜飼光子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。
2. 当社は、2022年6月28日開催の第98回定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しましたので、2022年4月1日から2022年6月27日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。